

米国公認会計士の自主規制に対するパブリック・セクターの関与 —1970 年代米国におけるピア・レビューの導入を題材として—

Government Regulation or AICPA's Peer-regulation: A Study on the State-Profession Relationship in the 1970s

村上 理*

Osamu Murakami

Summary

This paper is concerned with the public sector intervention in the standard setting process of the Statement on Quality Control Standards no. 1, issued by the AICPA in 1979. Also, with particular emphasis upon the concept of 'regulatory dialectic', the paper attempts to understand the principles of public intervention in the realm of AICPA's peer-review program. In doing so, this article sheds light on the interrelationship between the accounting profession and the state in the 1970s.

キーワード：米国公認会計士，米国公認会計士協会，ピア・レビュー

Keywords：Accounting Profession, AICPA, Peer Review

1. はじめに

米国公認会計士の「発展の歴史は、自主規制の機能を確保し続けるための歴史」（武野[2008] p.75）でもあった。すなわち、米国公認会計士、とりわけその職業団体である米国公認会計士協会(The American Institute of Certified Public Accountants: AICPA)は、自主規制機関として社会からの信任を得るために、時には政府の介入と、またある時には証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC)からのプレッシャーと「闘ってきた」(cf. 千代田[1987] p. ii)のである。

以上のような、AICPA の自主規制に関する歴史において、1970 年代は「試練の時代」であった。1970 年代、公認会計士の自主規制に対する社会的な批判は高まり、やがて「政府による直接的規制まで主張されるに至った」(森[1982a] p.84)。ここにおいて、公認会計士の自主規制が社会的批判から免れるためには、「自主規制システムがより対外的かつ客観的なものであることを社会の人々に示すことが必要になった」(森[1982a] p.84)。

AICPA の自主規制は、批判を受けて変化を余儀なくされたのである。「そこで考え出されたのが会計士事務所同士で監査業務の質を保証し合うピア・レビュー」(森[1982a] p.84)であった。

本稿は、以上のような 1970 年代米国におけるピア・レビューに関する諸基準を題材として、これらの基準がいかんして誕生し、制度として確立したのかについて考察する。とりわけ、当時における AICPA と、連邦議会を中心としたパブリック・セクターとの政治力学に着目し、両者の関係を弁証法的なものとして捉え(後述)、この両者の関係が当該諸基準の誕生に際して重要な役割を担っていた点を明らかにする。これにより本稿は、AICPA の自主規制には、公認会計士業界とパブリック・セクターとの相互関係によってその内容を変化させるという側面があることを指摘するものである。

2. AICPA とパブリック・セクターの相互関係に関する理論的フレームワーク

* 大同大学情報学部総合情報学科経営情報専攻

2.1 規制の弁証法

会計・監査に関する先行研究において、基準や制度を分析するにあたり、公認会計士団体とパブリック・セクターとの相互関係に着目する研究は、欧米における「学際的会計学」(新谷[2011] p.43)などにおいて散見される(e.g. Cooper *et al.* [1989]; Miller [1990])。このうち、Power [1997]によれば、会計監査に関連した諸制度の発展は、弁証法的に捉える¹ことができるとされる(Power [1997]邦訳 p.36)。ここにおいて Power[1997]は、Kane[1993]の「規制の弁証法(regulatory dialectic)」の発想を援用しながら、これが英国会計士と英国貿易産業省(Department of Trade and Industry; DTI)の関係を説明するであろうことを示唆している(Power [1997] p.36)。すなわち、規制が設定される(「正」と、当該規制に対抗し、それによってもたらされる負荷を最小化しようとする試み(「反」)が為される。これらのコンフリクトはやがて両者の特徴を兼ね備えた新しい規制の形をもたらすとする発想である(Kane[1993] p.82)。本稿では、このような「規制の弁証法」の発想を、米国公認会計士とパブリック・セクターの関係を考察するうえでのフレームワークとして用いることとしたい。

2.2 規制に関する三つのレベル

1970年代後半、米国公認会計士の業務に関する規制の在り方は、業界の内外においてさかんに議論された(盛田[1987] p.206)。当時の公認会計士業界における議論によれば、規制は、政府規制(government regulation)、同業者規制(peer regulation)、私的規制(private regulation)の三つのレベルに分類可能とされ、ピア・レビューはこのうち同業者規制のレベルに含まれるとされた(Mautz[1984] p.57; 盛田[1987] p.206)。ここにおいて、政府規制はもっとも透明性が高い(visible)規制の形態であり、私的規制は透明性を持たない(invisible)のものであると考えられた。他方、同業者規制は両者の中間的な存在であるとされたのである(Mautz[1984] p.57)。本稿の結論を先取りして言えば、このような考え方が生まれた背景には、パブリック・セクターと AICPA との政治的コンフリクトがあり、ピア・レビュー制度はこの両者

の弁証法的関係の産物として捉えることができる。換言すれば、政府規制を志向するパブリック・セクターと、私的規制を志向する AICPA とのコンフリクトはやがて、その中間的な存在である同業者規制を制度化するに至ったのである。

2.3 AICPA による政府規制への反応

先行研究においては、米国公認会計士、あるいはその職業団体である AICPA は、自らが会計・監査に関する業務の重要な担い手であることを自負する一方で、パブリック・セクターからの干渉を避けようとする傾向にあると指摘されている(e.g. 千代田[1994] p.74; Olson [1982] p.7)²。すなわち、AICPA は、会計監査の領域に政府規制が入り込むことを嫌い、むしろここにおいては私的規制によることが望ましいと考えてきたのである(cf. Mautz[1984] p.58)。

以上のような、いわば AICPA の行動原理は、本稿の関心である 1970 年代には特に顕著に観察された。1970 年代に入ってから企業破産事件などを受け、メトカーフ委員会による公認会計士批判が始まると、これはやがて公認会計士にとっての「フェデラル・コントロールの脅威」(千代田[1987] p.179)であると考えられた。とりわけ、議会による会計実務に対する強力な監視が提案されたことに対して、AICPA は、政府「規制を排除するために」(盛田[1987] p.207)、様々な「議会对策を講じ」(千代田[1987] p.190)ることとなった。本稿の関心であるピア・レビュー制度もまた、このような時代背景と無縁ではなかったのである(cf. 盛田[1987] p.207)。

以下、本稿においては、上述のような「規制の弁証法」の発想および AICPA の行動原理を念頭に、1970 年代米国公認会計士業界におけるピア・レビューの導入の経緯を概観することとしたい。

3. 事例の検討—1970 年代におけるピア・レビューに関する基準を中心として—

¹ 弁証法概念は、「正」と「反」のコンフリクトをその特徴とするものである。Kane[1993]によれば、「正」とは確立された思想、制度、法などであり、「反」はこれに反対するものである。思想、制度、法などの変化は、「正」が「反」とのコンフリクトに遭遇することを原因として起こるのであり、このようなコンフリクトは「正」「反」の双方の特徴をまとめ上げた「合」が確立するまで続くこととされる(Kane [1993] p.182)。Power[1997] は、このような弁証法の考え方を、監査制度の発展に応用できるのではないかとしている。

² なお、このような傾向は、専門職の職業団体の特性とも言うべきものであり、社会学の一領域において当該特性は、「閉鎖理論」(Weber [1922]邦訳 pp.70-71)によって説明されうるものであるとされる。また、閉鎖理論の概念は、会計学における先行研究の中でも援用されてきた(e.g. Chua and Poullaos [1993]; Walker and Shackleton [1998])。このような、会計職業の社会学的分析について、詳細は新谷[2011]、Cooper and Robson[2006]などを参照されたい。

3.1 米国監査基準の設定プロセスと当該事例の概要

米国における監査基準の設定・変更の権限は、長らく AICPA に自律的に認められてきたと言えよう。すなわち、AICPA においては、その監査基準上級委員会 (auditing standards division executive committee) が上級技術委員会 (senior technical committee) の一つとして位置づけられており、監査基準の設定に関しては、このような委員会に強い権限が認められていた。それは、例えば、1974 年の会則 Section 3.6(2) において当委員会が、AICPA の評議員会や理事会の許可なしで監査基準を公表することができることが明記されていたことから見て取れよう (AICPA [1974] p.6)。

以上のような、監査基準の設定・変更について AICPA が主導権を握ることは、当時の SEC もこれを認めてきたように思われる。すなわち、財務会計基準と比べて、監査基準は SEC の積極的な介入をある程度免れてきた。これは、例えば、1995 年に至るまで、法令上 SEC には監査基準の設定に関する権限が明文化されていなかったことなども一因であろう。制度の観点から見れば、SEC には監査基準設定権限がないか、あるとしても黙示的なものとされていた。むしろ、監査基準とりわけ GAAS を定める権限は、AICPA にあるとの主張がなされてきた (柿崎 [2005] p.202)。しかしながら、当該事例においては、このような AICPA の権限について、米国連邦議会から疑問が投げかけられることとなり、これを受けて SEC もまた、この問題に積極的に関与するに至ったのである。

3.2 ピア・レビューに関する基準の整備

当時、独立監査を強化し、監査の質を高めることは、公認会計士にとって重要な課題であり、コーヘン報告書やトレッドウェイ報告書によってもこれが強調されてきた。ピア・レビューとは、このような、クオリティ・コントロールのために、他の公認会計士事務所あるいは公認会計士で構成されるチームが当該公認会計士事務所の監査実務をレビューすることを意味している (千代田 [1994] pp.700-701)。

従来、AICPA は、ピア・レビューの導入に消極的であった。ピア・レビューの考え方は、1967 年、AICPA 長期計画委員会 (long-range planning committee) によって初めて提唱された。しかし反対意見が続出したため、AICPA はこの計画を断念していた (千代田 [1994] p.701)。このような経緯もあり、AICPA は、少なくとも 1971 年に至るまで、ピア・レビューを制度として採用することを検討してこなかったとされる (Olson [1982] p.147; 千代田 [1994] p.62)。

やがて 1972 年になると、ピア・レビューは、中小規模の会計事務所による自発的な手続きとして具体化されたが、1973 年には SEC がピア・レビューの実質的な実行者として注目を集めることとなった。すなわち、1971 年 11 月、SEC を原告とした、ラベンソール・クレックスタイン・ホールワース・アンド・ホールワース事務所 (Laventhol Krekstein Horwath & Horwath; LKH&H) による粉飾財務諸表への監査証明に関する裁判所の和解命令において、ピア・レビューが懲罰的な手続きとして課されることとなったのである。これを受け、SEC は、AICPA にレビュー・チームの指名を依頼した。このような SEC の行為は、AICPA を SEC の執行部門として組み込むものではないかとして、一部の公認会計士から危険視されたのである (千代田 [1987] pp.213-214)。

以上のような SEC の懲罰的手続きとしてのピア・レビューは、いずれ大規模会計事務所にも及ぶと見なされていた。1973 年の後半になると、会計士業界の内部から、中小規模の会計事務所に関するプログラムのみではなく、大規模会計事務所に関するプログラムをも設定するべきであるとの主張が、AICPA の内部において為されたのである。これを受け、1974 年 4 月、「大会計事務所のためのクオリティ・コントロール・レビュー・プログラム」が公表された (Olson [1982] pp.150-151; 千代田 [1987] p.215)。ここにおいて、ピア・レビューは、中小規模の会計事務所に限定された課題では無くなったのである。

1974 年 12 月、AICPA の監査基準執行委員会 (auditing standards executive committee) は、会計事務所がクオリティ・コントロールに関する方針や手続きを設定する際のガイドラインとなる監査基準書 (Statements on Auditing Standards: SAS) 第 4 号「独立監査人事務所のクオリティ・コントロールの要件」を発表した (Austin and Langston [1981] p.78; 千代田 [1987] p.215; 千代田 [1994] p.702)。この基準は、会計士事務所における一般に認められた監査基準の遵守を合理的に保証する方針および手続きの設定に際して考慮されるべき要件を明らかにしたものであり (森 [1982b] p.4)、とりわけピア・レビューの制度を整備し、従うべき基準を明らかにするために設定されたのである (森 [1982a] p.81)。

1976 年 5 月、AICPA は、公認会計士の「地位を強化するため、そして自らの公認会計士を規制する能力を証明するため」に、「SEC 業務に従事する CPA 事務所のための自主的クオリティ・コントロール・レビュー・プログラム」を採択する。しかしながら、このプログラムは短命に終わることとなった。連邦議会の介入が、より抜本的な改革を求めたのである (Austin and

Langston [1981] p.79; 千代田[1987]p.217)。

なお、次のような点も特筆されるべきであろう。公認会計士のコミュニティにおけるピア・レビューに対する反対意識は、1970年代を通じて根強く残っていたとされる(cf. 千代田[1987]p.219)。ピア・レビューが会計士業界全体において監査業務の質を統制するための制度となるには、より積極的なパブリック・セクターの介入を待たなければならなかったのである。

3.3 監査の失敗とメトカーフ委員会

1970年代における米国監査制度の発展は、パブリック・セクターの関与に起因するものが多い。とりわけ、メトカーフ委員会およびモス小委員会の監査制度に対する批判的な関与の在り方は、特筆にあたる可言えよう。

1960年代後半から1970年代中頃にかけての米国における大企業の破綻は、監査の失敗と見なされ、新聞や雑誌は監査人を攻撃した。1970年のPenn Central事件、1973年のEquity Funding事件、その他度重なる大企業の破綻のうちいくつかは、「前触れのない破綻」であり、また、「米国におけるビジネスの品位に関して、公共の信頼を著しく貶めた」ものであったと見なされた(*Journal of Accountancy*, January 1978, p.88)。大企業の破綻は、監査の領域に議会の関心を引き寄せたのである(Olson [1982] p.4)。

このような中、連邦議会は、公認会計士業界を規制することを試みた(千代田[1987]p.131)。1975年12月、上院政府活動委員会の小委員会は、米国における会計や経営に関して、調査を開始した。また、1976年、下院議員 Moss を委員長とする委員会(モス委員会)は、民間企業を統轄する六つの連邦規制機関についての調査を行い、同年10月に報告書を提出した(千代田[1987]p.183)。このうち、SECについて、SECが監査基準と監査人の行為基準を設定すべきであると主張されたのである。

翌1977年3月31日、上述の上院政府活動委員会の小委員会のスタッフによる調査報告書が公表された。この通称「メトカーフ報告書」もまた、連邦政府による監査への積極的介入を主張したのである。ここにおいては、連邦政府による監査の定期的検査の実施なども主張されていた(千代田[1994]pp.67-68)。

これを受けてAICPAは、監査業務をより公的な色合いの強いものとせしめるか、あるいはそれに対抗するかを選択を迫られたのである。ここにおいて、AICPA

会員の態度は必ずしも一枚岩ではなかったものの、最終的にAICPA評議員会の出した結論は後者であった。AICPAは、連邦政府による監査業務への介入を防ぐために、自主規制を強化することで対応しようと試みたのである。すなわち、公認会計士のコミュニティに自浄作用があることを示すことによって、連邦政府による介入を阻止することが図られることとなった(cf. Olson [1982] pp.7-8)。その一環として、AICPAは、従来の自発的なピア・レビューに代えて、より強制的なピア・レビューの実施を計画したのである(千代田[1987] p.218)。

1977年9月のAICPA評議員会の会議は、歴史的な会議(Olson [1982] p.7)となった。ここにおいて、様々な改革案が採択されることとなったのである。本会議においてAICPA評議員会は、公認会計士事務所の監査業務の質を統制することが必要であることを確認し、ピア・レビューに関する改革案を承認した(千代田[1994] p.69)。ここにおいて、AICPAは、公認会計士事務所に対し、クオリティ・コントロールに関する方針や手続きを設定するように要求することを決定した。翌10月、AICPAは、以上のような方針を実行力のあるものとするために、ピア・レビューの実施・報告基準の作成に取りかかる作業にかかったのである(千代田[1987]pp.218-219)。また、このとき、クオリティ・コントロール・レビュー委員会の地位が、上級技術委員会へと引き上げられ、クオリティ・コントロール・基準委員会へと改名された(Olson [1982] p.156)。

当会議においては、AICPAは様々な組織変更を行った。とりわけ、これまでは個人のみをその会員にしていたのを改めて、会計士事務所を会員とする部門を設け、その会員に対してピア・レビューを強制することを試みた点は特筆に値する可言えよう。当該部門は、SEC業務を担当する会計士事務所の部会と私会社業務を担当する会計士事務所の部会に分けられ、このSEC業務部会の要件として、3年に1回ピア・レビューを受けるとされた³のである(森[1982b] pp.5-6)。

以上のような、AICPAによる改革の試みは、SECによって概ね支持された。1978年7月、SECは、政府の直接的な規制に頼るよりもむしろ、「SECの積極的な監督のもとに」公認会計士が自主規制を改革することを支持したのである(Previtz and Merino [1979]邦訳 p.343; Olson [1982] p.7)。ただし、この支持は条件付きのものであり、とりわけピア・レビューについて、包括的で開かれた、偏りのないシステムを構築することを求め、

³ ただし、このSEC業務部会への加入は任意とされた。SECの圧力もあり、大多数の会計事務所はこれに加入したものの、制度上はピア・レビューを免れるための抜け道がのこされることとなったのである(森[1981] p.87)。

これが失敗に終わった場合、SEC は、公認会計士に対する「支持を取りやめざるを得ないであろう」(*Journal of Accountancy*, August 1978, p.7)と述べている。このような SEC の態度について、AICPA 会長であった Wallace Olson は、公認会計士の自主的な改革を支持しながらも、「公認会計士に圧力をかけるために議会の介入という脅威を利用」しているようであったと述べている(Olson [1982] p.7)。

以上のような、連邦議会およびそれを後ろ盾とした SEC からの圧力のもと、1979 年 12 月 1 日、AICPA は、「クオリティ・コントロール基準書」第 1 号を公表し、ピア・レビュー報告書の意見表明に関する判断基準を設定した(Olson[1982] p.157; 千代田[1994]p.707)。すなわち、ここにおいては、クオリティ・コントロールの要件⁴が示され、ピア・レビュー報告書において無限定意見を表明するための条件が確立されたのである。なお、これは前述の SAS 第 4 号とは切り離された、独立の基準として設定されたものであった(Olson [1982] p.156)。

3.4 ピア・レビューの論理—政府規制や私的規制に代わる方法として—

SEC の行動、あるいは連邦議会の介入を受け、米国公認会計士は、ピア・レビューの制度を高度に発展させた。パブリック・セクターからの圧力が高まると、AICPA は、このピア・レビューを公認会計士のコミュニティ内部の課題として早急に制度化していくのである。換言すれば、AICPA は、ピア・レビューの概念を受け入れることによって、パブリック・セクターが監査の品質に関する問題に関与することから逃れようと試みたのであった。

以上のように、米国におけるピア・レビューに関する諸基準は、パブリック・セクターの関与なくしては、実行力を伴う制度として確立し得なかった基準と言えよう。1960 年代、米国公認会計士は、ピア・レビュー

の制度化について消極的であった。続く 1970 年代のパブリック・セクターの介入は、監査の在り方を政府規制によって定めようと試みるものであった。これにより、AICPA の姿勢は大きく転換された。以上のようなコンフリクトが、ピア・レビュー制度を発展させ、また、これに関する諸基準の成立を後押ししたのであった。

4. 結語

会計監査の歴史において、「監査の失敗」は既存の制度に対する批判を引き起こし、新しい制度を作り出してきた(cf. Power [1997]邦訳 p.37)。このような批判の中心において重要な役割を果たすのが、会計監査の領域において透明性の高い規制をもたらそうと試みるパブリック・セクターであった。公認会計士は可能な限り監査業務の在り方についてイニシアチブを取ろうとする一方で、パブリック・セクターはこれに挑戦する。監査の失敗を引き金として、両者は透明性の高い「政府規制」を志向する立場とそうではない「私的規制」を志向する立場とに分かれ、コンフリクトを経験する、いわば「正」と「反」の関係に陥るのである。また、この関係は、双方の特徴を兼ね備えた別の形の規制を求めることとなる。

1970 年代、AICPA は、監査の品質に関して、これまでの私的規制（個々の会計事務所の内部における規制）にもとづく活動を放棄し、政府規制を受け入れるように迫られた。このようないわば「正」「反」のコンフリクトが、その中間的存在であるピア・レビューによる規制が発展する原動力となった。SAS 第 4 号およびクオリティ・コントロール基準書第 1 号の誕生は、このような私的規制と政府規制との弁証法的発展の成果として理解することができよう。

⁴ ここで規定された、クオリティ・コントロールの要件とは「独立性(Independence)」「契約にふさわしいスタッフを割り当てること(Assigning Personnel to Engagement)」「審理・調査(Consultation)」「監督(Supervision)」「人事(Hiring)」「所員教育(Professional Development)」「昇進(Advancement)」「監査契約の引き受けと継続(Acceptance and Continuance of Clients)」「検査(Inspection)」の 9 つであり、レビュー・チームはこれらの要素を判断基準として意見表明をすることが求められている(千代田[1994] p.707)。

なお、ピア・レビュー報告書による意見表明とクオリティ・コントロール基準書の関係は、以下の通りである。レビュー・チームは、レビューした公認会計士事務所の監査および会計に関するクオリティ・コントロール・システムがクオリティ・コントロール基準書の目的に準拠しているかについての意見をピア・レビュー報告書で表明する。そして、重要な問題点が認められない場合には無限定意見を表明する。しかし、多くの場合、多少の問題点についての改善を勧告するコメント・レターも同時に添付される。クオリティ・コントロール・システムに重要な欠陥が認められる場合や会員資格の要件が満たされていない場合、また、レビュー範囲に制約がある場合は限定意見となる。さらに、クオリティ・コントロール・システムが極めて不十分な場合には否定的意見となり、レビュー範囲の制約が非常に大きく意見表明が不可能な場合は意見差控となる(千代田[1994] pp.706-707)。

参考文献

- 1) “Improving the Accountability of Publicly Owned Corporations and their Auditors –Report of the Subcommittee on Reports, Accounting and Management of the Committee on Governmental Affairs United States Senate”, *Journal of Accountancy*, Vol. 145, No. 1, pp.88-96.
- 2) “News Report”, *Journal of Accountancy*, Vol. 146, No. 2, pp.7-34.
- 3) AICPA [1974] *Bylaws (as Amended February 1, 1974)*, American Institute of Certified Public Accountants, Inc.
- 4) 新谷司[2011]「欧米学際的会計学の動向と評価」『会計理論学会年報』第 25 号, pp. 43-62.
- 5) Austin, K. and Langston, D. [1981] “Peer Review: Its Impact on Quality Control”, *Journal of Accountancy*, Vol. 152, No. 1, pp. 78-82.
- 6) Bremser, W. G. [1983] “Peer Review: Enhancing Quality Control”, *Journal of Accountancy*, Vol. 156, No. 4, pp. 78-88.
- 7) 千代田邦夫[1987]『公認会計士—あるプロフェッショナル 100 年の闘い—』文理閣。
- 8) 千代田邦夫[1994]『アメリカ監査論—マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ—』中央経済社。
- 9) Chua, W. and Poullaos, C. [1993] “Rethinking the Profession-State Dynamic: The Case of the Victorian Charter Attempt, 1885-1906”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 18, No. 7/8, pp.691-728.
- 10) Cooper, D., Puxty, T., Lowe, T. and Willmott, H. [1989] “The Accounting Profession, Corporatism and the State”, in Chua, W., Lowe, T. and Puxty, T. (eds.), *Critical Perspectives in Management Control*, Macmillan, pp. 245-270.
- 11) Cooper, D. J. and Robson, K. [2006] “Accounting, Professions and Regulation: Locating the sites of Professionalization”, *Accounting, Organizations and Society*, No. 31, Issues 4-5, pp. 415-444.
- 12) 柿崎環[2005]『内部統制の法的研究』日本評論社。
- 13) Kane, E. [1993] “Reflexive Adaptation of Business to Regulation and Regulation to Business”, *Law and Policy*, Vol. 15, No. 3, pp.179-189.
- 14) Mautz, R. [1984] “Self-regulation –Criticism and a Response”, *Journal of Accountancy*, Vol. 157, No. 4, pp.56-66.
- 15) Miller, P. [1990] “On the Interrelations between Accounting and the State”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 15, No. 4, pp. 315-338.
- 16) 森實[1981]「米国における会計士の自主規制システムについて」『香川大学経済学部研究年報』第 21 号, pp. 77-107。
- 17) 森實[1982a]「会計士の自主規制について—ピア・レビューと公共監督委員会」『企業会計』第 34 巻第 2 号, pp. 80-85。
- 18) 森實[1982b]「米国会計士の自主規制システムの重層性について」『香川大学経済論業』第 55 巻第 1 号, pp.1-26。
- 19) 盛田良久[1987]『アメリカ証取法会計』中央経済社。
- 20) Murphy, R. [1988] *Social Closure: The Theory of Monopolization and Exclusion*, Oxford University Press. 邦訳：辰巳伸知『社会的閉鎖の理論：独占と排除の動態的構造』新曜社, 1994 年。
- 21) Olson, W. [1982] *The Accounting Profession -Years of Trial: 1969-1980*, American Institute of Certified Public Accountants, Inc.
- 22) 大石桂一[2000]『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- 23) Power, M. [1997] *The Audit Society: Rituals of Verification*, Oxford University Press. 邦訳：國部克彦, 堀口真司『監査社会：検証の儀式化』東洋経済新報社, 2003 年。
- 24) Previts, G. and Merino, B. [1979] *A History of Accounting in America*, John Wiley and Sons, Inc.
- 25) 関正弘[1979]「アメリカにおける会計士監査の質の管理の実情」『会計ジャーナル』第 11 巻第 2 号, pp.23-29。
- 26) 武野浩美[2008]「会計プロフェッションによる自主規制のあり方—米国公共監視審査会 (POB) 創設の意義と問題点—」『現代監査』第 18 号, pp. 75-82。
- 27) Walker, S., and Shackleton, K. [1995] “Corporatism and Structural Change in the British Accountancy Profession, 1930–1957”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 20, No. 6, pp. 467–503.
- 28) Weber, M. [1922] “Soziologische Grundbegriffe”, *Wirtschaft und Gesellschaft*, J. C. B. Mohr. 邦訳：清水幾太郎『社会学の根本概念』岩波書店, 1972 年。